

ねんきん定期便

平成26年度「ねんきん定期便」(50歳未満) 平成26年6月～



親 祝

- (郵便番号、住所、氏名の印刷件)
- (カスタママバーコードの印刷件)
- (バーコードの印刷件)

大切なお知らせ

ねんきん定期便

差出人



〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

「ご案内は内割にあります。」
矢印の方向へゆっくりにしてご確認ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからお返しくください)



ねんきん定期便

照会番号

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されています。
なお、下記の内容には、国民年金保険料を前納した期間も含まれます。

(お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。)

1. これまでの年金加入期間 (共済組合の加入期間は含まれていませんので、各共済組合にお問い合わせください。)

国民年金		国民年金 計		厚生年金保険		船員保険		年金加入期間 合計		合算対象期間	
第1号被保険者 (納付期間を除く)	第3号被保険者 (納付期間を除く)	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

※ 年齢年金の受け取りには、原則として30日以上の年金加入期間 (未納期間および納付済加入期間を除く) 及び合算対象期間が必要です。
※ 合算対象期間は、年齢年金に支給されたが、老齢年金を支払うために必要な期間とみなせる期間のことをいいます。
※ 上記の「合算対象期間」欄には、国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間の月数を表示しています。

2. これまでの加入実績に応じた年金額

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 [(1) + (2)]	(年額)	円

※ 老齢厚生年金額には、厚生年金基金から支給される額 (付加部分のみ) も含まれています。
※ 年金額が表示されていない場合は、期間が重複している年金加入記録がある場合などです。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

・ 上記の年金額は、今後の加入実績によって増加します。
・ (60歳まで加入した場合などの年金見込額は、「ねんきんネット」で試算できます。)

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金 (第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険 (厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 [(1) + (2)]	(累計額)	円

※ 国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を含み、付加保険料は含み、前納は納付額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。

※ 厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬 (月) 額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前掲で計算しています。
・ 被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。
・ 厚生年金基金加入期間には、免除保険料 (事業主が厚生年金基金に納付する保険料額) を除いて計算しています。
(裏面「最近の月別状況」の「保険料納付額」欄に計算しています。)

さらに詳しくご自身の年金加入記録をご確認いただく場合は、「ねんきんネット」をご利用ください。

※ このページは、バーコードです。
お手持ちのスマートフォン
のカメラで読み取り、
詳細を照会することができます。





規 展

- (郵便番号、住所、氏名の印刷枠)
- (カスタマバーコードの印刷枠)
- (バーコードの印刷枠)

大切なお知らせ

ねんきん定期便

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井西3丁目6番24号

「ご案内は内側にあります。」
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)

ねんきん定期便

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成しています。
なお、下記の内容には、国民年金保険料を前納した期間も含まれます。

(お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。)

照会番号

1. これまでの年金加入期間 (井済組合の加入期間は含まれていませんので、各井済組合にお問い合わせください。)

国民年金		厚生年金保険		船員保険		年金加入期間 合計 (未納月数を除く)		合算対象期間	
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)	国際年金 計 (未納月数を除く)	厚生年金 計 (未納月数を除く)	船員保険 計 (未納月数を除く)	船員保険 計 (未納月数を除く)	厚生年金 計 (未納月数を除く)	船員保険 計 (未納月数を除く)	厚生年金 計 (未納月数を除く)	船員保険 計 (未納月数を除く)
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

※老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の年金加入期間(未納期間および同月内での重複加入期間を除く)及び合算対象期間が必要で
※合算対象期間とは、年金額には反映されませんが、老齢年金を受け取るために必要な期間としてみなすことができる期間のことをいいます。
※上表の「合算対象期間」欄には、国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間の月数を表示しています。

2. 老齢年金の見込額 (ご自身の加入状況の変化や毎年の経済の動向など種々の要因により変化します。あくまで参考としてください。)

年金を受給できる年齢	歳～	歳～
基礎年金	円	円
厚生年金	円	円
年金額(1年間の受取見込額)	円	円
特別支給の老齢厚生年金	円	円
特別支給の老齢厚生年金 (増額部分)	円	円
特別支給の老齢厚生年金 (減額部分)	円	円
老齢厚生年金	円	円
老齢厚生年金 (増額部分)	円	円
老齢厚生年金 (減額部分)	円	円
老齢基礎年金	円	円

※老齢年金の見込額は、現在の条件で60歳まで加入したと仮定して計算しています。
※本来の支給開始年齢や受給した組合の見込額を表示しています。支給開始年齢を繰り上げて(繰り下げて)請求した場合、年金額は異なります。
※厚生年金基金から支給される額を除いて計算しています。
※老齢年金の見込額が表示されていない場合は、ご自身の年金加入期間のみでは3.00月に達しない場合などです。
※お近くの年金事務所にお問い合わせください。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金 (第1号被保険者期間の保険料納付額)	円
(2) 厚生年金保険 (厚生年金被保険者期間の保険料納付額)	円
これまでの保険料納付額 [(1) + (2)]	円

※国民年金の保険料納付額は、加入期間中の保険料額をい、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。
※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間中の標準報酬(月)額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。
・被保険者と事業主が均半して負担していますが、被保険者本人負担した額について計算しています。
・国民年金の月給状況での保険料納付額は同様に計算しています。

さらに詳しくご自身の年金加入記録をご確認いただく場合は、「ねんきんネット」(裏面参照)をご利用ください。

※このマークは、番号コードです。
おひとりの年金加入記録に関する
情報を印刷で開くことができます。



